児童の権利に関する条約 第4・5回日本政府報告 (日本語仮訳)

(※「児童の売買,児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」及び「武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」の報告を含む。)

平成29年6月

目次

序論

- 1. 条約の諸規定の実施のための一般的措置 (第4条, 42条, 44条6項)
 - (1)留保,解釈宣言
 - (2)国内法及び国内実施を条約の諸規定と調和させるためにとられた措置(第4条)
 - (3)国内行動計画
 - (4)条約の実施を調整する当局
 - (5)資源の配分
 - (6)国際協力
 - (7)国内人権機構
 - (8)広報, 研修, 意識啓発
 - (9)市民社会との協力
 - (10)児童の権利と企業部門
- 2. 児童の定義(第1条)
- 3. 一般原則(第2条, 3条, 6条, 12条)
 - (1)差別の禁止(第2条)
 - (2)児童の最善の利益(第3条),児童の意見の尊重(第12条)
 - (3)生命, 生存及び発達に対する権利(第6条)
 - (a) 死刑
 - (b) 自殺, 嬰児殺し及び生命, 生存及び発達に対する権利に影響を及ぼす他の関連の問題
- 4. 市民的権利及び自由(第7条, 8条, 13~17条)
 - (1)出生登録, 氏名及び国籍(第7条)
 - (2)身元関係事項の保持(第8条)
 - (3)思想, 良心及び宗教の自由(第14条)
 - (4)私生活の保護(第16条)
 - (5)多様な情報源からの情報へのアクセス,児童の福祉に有害な資料からの保護(17条)
- 5. 児童に対する暴力(第19条, 24条3項, 28条2項, 34条, 37条(a), 39条)
 - (1)虐待及び放置(19条)
 - (2)あらゆる形態の有害な慣行の禁止及び削減措置(24条3項)
 - (3)性的搾取,性的虐待(34条)

- (4) 拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利(体罰含む) (37条(a), 28条2項)
 - (5)被害児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進する措置(39条)
- 6. 家庭環境及び代替的な監護(第5条, 9~11条, 18条1項・2項, 20条, 21条, 25条, 27条4項)
 - (1)家庭環境,父母の指導(5条)
 - (2)父母の共通の責任、父母への支援、児童の養護のための役務の提供(18条)
 - (3)父母からの分離(9条)
 - (4)児童の扶養料の回収(27条4項)
 - (5)家庭環境を奪われた児童(20条)
 - (6)収容に対する定期的な検査(25条)
 - (7) 養子縁組(国内, 国際)(21条)
 - (8)不法な国外移送及び国外からの不帰還(第11条)
 - (9) 収監されている親と共に過ごす児童及び母親と刑務所内で生活する児童の保護
- 7. 障害, 基礎的な保健及び福祉(第6条, 18条3項, 23条, 24条, 26条, 27条1~3項, 33条)
 - (1)障害を有する児童(23条)
 - (2)健康及び保健サービス(24条)
 - (3)伝染病・非伝染病
 - (4)リプロダクティブ・ヘルスの権利
 - (5)薬物乱用(33条)
 - (6)社会保障及び児童の養護のための役務の提供及び施設(26条, 18条3項)
 - (7)生活水準(27条1~3項)
- 8. 教育, 余暇及び文化的活動(第28条~31条)
 - (1)教育についての権利(含む職業訓練及び指導)(28条)
 - (2)教育の目的(29条)
 - (3)人権教育, 市民教育
 - (4)休息, 遊び, 余暇, レクリエーション, 文化的及び芸術的活動(31条)
- 9. 特別な保護措置(第22条, 30条, 32条, 33条, 35条, 36条, 37条(b)~(d), 38~40条)
 - (1)難民児童(第22条)
 - (2)マイノリティ又は先住民族の集団に属する児童
 - (3)搾取の状況にある児童
 - (a)経済的な搾取(32条)
 - (b)売買, 人身取引及び誘拐(35条)

- (4)少年司法
 - (a)少年司法の運営(第40条)
 - (b)自由を奪われた児童(37条(b)~(d))
 - (c)死刑及び終身刑(37条(a))
 - (d)少年司法制度に関係する専門家のための研修
- 10. 児童の売買, 児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ
- 11. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ
 - (1)武力紛争議定書の最終見解にある勧告の実施状況
 - (2)立法上,政策上の措置にかかる主要な進展
 - (3)児童が直接的に戦闘行為に参加したか否か
 - (4) 亡命を希望する児童及び移民児童が武力紛争の影響を受けた児童か否か確認されているか

別添1・・・関係法令の概要

別添2・・・各省庁の取組

別添3⋯統計資料

序論

- 1. 我が国は、1994年4月に児童の権利に関する条約(以下、「条約」という。)を批准して以来、本条約の精神を踏まえて、児童の権利の保護・促進に努力してきている。 我が国は、本条約第44条1項(b)の規定に従い、本条約に関する第1回(1996年)、第2回(2001年)及び第3回(2008年)の政府報告を提出しており、その中で本条約の実施に関わる我が国の基本的な法制度や該当報告期間中の取組等を紹介した。
- 2. また, 我が国は, 第3回政府報告提出の際に, 「児童売買, 児童買春, 児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書」(以下, 「児童売買議定書」という。)及び「武力紛争下の児童の保護に関する児童の権利に関する条約の選択議定書」(以下, 「武力紛争議定書」という。)の第1回政府報告も提出した。
- 3. 本件第4・5回政府報告では、我が国が、2006年4月から、2016年3月(重要な施策や法改正については2016年10月)までに本条約及び両議定書の実施のためにとった諸施策の進捗状況を報告する(第3回政府報告以前から現在も変わらずに継続している施策については、特段の理由がない限り省略している)。
- 1. 条約の諸規定の実施のための一般的措置
- (1)留保. 解釈宣言
- 4. 第3回政府報告パラグラフ6~10参照。
- (2)国内法及び国内実施を条約の諸規定と調和させるためにとられた措置(第4条) (立法措置)
- 5. 2014年6月に児童買春・児童ポルノ禁止法を改正した。児童ポルノを所持する罪が犯罪化された(同法第7条第1項)。
- 6. 旧少年院法については、これを全面的に改正し、少年院、少年鑑別所の機能を十分に発揮できるような法的基盤整備を図り、2014年6月4日に新少年院法及び少年鑑別所法が制定され、2015年6月1日施行された。
- 7.「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」について別添1参照。
- 8. 2008年6月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が改正され、同年12月からすべての規定が施行された。

- 9. 武力紛争議定書の規定等を踏まえ、2009年、自衛隊法の一部を改正し、改正後の同法の施行(2010年4月)にあたり、自衛隊法施行規則を改正して、全ての自衛官は18歳以上の者から採用されることとなった。
- 10. 2014年に次世代育成支援対策推進法を改正し、同法の有効期限の10年間の延長や新たな認定(特例認定)制度の創設等を行った。

(データ収集)

11. 最終見解パラグラフ22に関し、小中学校の段階で経済的に困窮した児童生徒の保護者への就学援助や、小学校、中学校、高等学校における暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等について全国の状況を調査し、その結果等を踏まえ、必要な施策を行っている。

(3)国内行動計画(最終見解パラグラフ8, 12, 14, 16)

- 12. 「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子供・若者育成支援施策を推進するための大綱として、2010年7月に「子ども・若者ビジョン」、さらに2016年2月には、ビジョンを見直した「子供・若者育成支援推進大綱」が、内閣総理大臣を本部長とし、全閣僚を構成員とする「子ども・若者育成支援推進本部」で決定された。大綱には、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等といった、多岐に渡る分野について盛り込まれている。政府においては、引き続き本条約の理念にのっとり、大綱に基づいた施策を推進していくものである。
- 13. 子ども・若者育成支援推進大綱に基づく施策の実施状況については、子供・若者育成支援施策関係予算の取りまとめのほか、子供・若者の現状について、人口、健康と安全、教育、労働、非行等問題行動などの関係データを収集しており、「子供・若者白書」(http://www8.cao.go.jp/youth/english/policy_2016.html)等を通じて公表している。
- 14. 2014年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定された。政府としては、同大綱に基づき、重点施策として教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援の充実に取り組むこととしている。また、最終見解パラグラフ21、22のとおり、我が国においては、子供の貧困に関する調査研究が必ずしも十分に行われていない状況に鑑み、子供の貧困の実態等を把握・分析するための調査研究等を進めているところ。

(4)条約の実施を調整する当局 (最終見解パラグラフ14)

15. 条約や議定書の実施は外務省が所管している。青少年施策の総合調整機能を担う組織は内閣府である。

(5)予算割当 (最終見解パラグラフ20)

16. 2016年度の我が国政府の一般会計予算(国債費を除く。当初予算ベース)は57兆8286億円であり、このうち、子供・若者育成支援施策関係予算は約5兆1043億円となっている。教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用などに係る予算が幅広く計上されており、本条約に掲げられている児童の権利の実現に必要な資源が十分に確保されていると考えている。また、行政事業レビューにより、各省庁にてその政策の成果を分析・フォローアップしている。なお、上記の予算額は、児童を含む子供・若者の育成支援に直接的あるいは間接的に関わるものとしてまとめた予算であり、その中には、全ての年齢の者を対象としており子供・若者に関する予算部分を切り分けることが困難な予算も多く含まれる。

(6)国際協力

- 17. 我が国は、ODAの対GNI比O. 7%目標に繰り返しコミットしてきている。GNI比 0. 7%目標を念頭に置き、また、我が国の極めて厳しい財政状況も十分踏まえつつ、必要なODA予算が確保されるよう、引き続き最大限の努力をしていく考え。具体的に、2011年から5年間に、教育の分野では37. 2億ドル、保健医療分野では21. 2億ドル、ジェンダーの分野では94. 3億ドルのODAを供与した。
- 18. その他の取組については別添2の国際協力を参照。

(7)国内人権機構(最終見解パラグラフ8, 18)

19. 政府は, 新たな人権救済機関を設置するための人権委員会設置法案を, 2012年11月, 第181回国会に提出したが, 同月の衆議院解散により廃案となった。人権救済制度のあり方については, これまでなされてきた議論の状況をも踏まえ, 適切に検討しているところである。

(8)広報. 研修. 意識啓発(最終見解パラグラフ24, 88, 89)

- 20. 各省庁の取組は別添2のとおり。
- 21. 本件報告書は外務省ホームページに掲載する予定であり、内閣府ホームページにおいて、外務省ホームページにリンクを貼るとともに、「子供・若者白書」においても 外務省ホームページの該当URLを示している。

(9)市民社会との協力(最終見解パラグラフ26)

- 22. 政府としては、民間団体と協力し、民間団体の専門性を活用して条約を効果的に実施するよう努めている。かかる例としては、次のようなものがある。
- (1)政府報告作成過程において、市民・NGOとの意見交換会を実施。必要かつ適当と判断される場合には、この結果を政府報告に反映するよう努めた。また、NGOと各関係省庁が個別に意見交換する機会も設けた。
- (2)2012年6月,「第3回児童の性的搾取に反対する世界会議」フォローアップセミナーが東京で開催され、総理から日本政府の取組について言及したビデオ・メッセージを発出するとともに、内閣府が「児童ポルノ排除に向けた日本政府の取組」について講演した。
- (3)毎年,政府と民間団体で構成される「児童ポルノ排除対策推進協議会」を開催していたところであるが,2016年11月,より広い対策を推進するため,同協議会を「児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会」に発展的に改組した上,引き続き,情報交換を行うなどして,相互の連携・協力を図っている。
- (4)国際協力を行うNGOとの連携については別添2のとおり。

(11)児童の権利と企業部門 (最終見解パラグラフ28)

- 23. ビジネスと人権に関する国別行動計画の作成に向けて関係省庁等と協議しており,経済界・労働界等の意見も踏まえ検討していく。
- 24. 文部科学省では、青少年を対象とした自然体験活動などの優れた社会貢献活動を行っている企業を表彰することにより、実践事例等を全国に普及している。
- 25. 経済産業省では、企業活力研究所が事務局を務める「CSR研究会」を通じ、CSRに関連する国内外の主要論点の把握、発信及び企業への浸透を図っている。また、欧州委員会成長総局と共同でCSRワーキンググループを設置し、日EU間の協力について議論するとともに、企業のベストプラクティスを共有する等している。
- 26. UNICEF等が2012年に発表した「子どもの権利とビジネス原則」 を関係機関 に周知した。

2. 児童の定義(第1条)

27. (最終見解パラグラフ32)女性の婚姻適齢については、2009年10月に法務大臣の諮問機関である法制審議会から民法の成年年齢を18歳に引き下げる場合には

婚姻適齢を男女とも18歳とすべきと答申されていたところ、民法の成年年齢の引下 げと併せて法整備をすることを検討している。

28. (最終見解パラグラフ8)刑法においては、性的な事項についての十分な判断能力を備えていない年少者を保護するとの趣旨から、13歳未満の女子を姦淫した場合、手段の如何や同意の有無を問わず、強姦罪が成立することとされている。また、それに加え、我が国では、児童福祉の観点から、児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律及び地方公共団体が制定する条例により、13歳以上18歳未満の者に対する性的な行為についても、同意の有無にかかわらず処罰する規定が置かれており、我が国の法体系全体を見れば、18歳未満の者については保護が図られているといえる。

3. 一般原則(第2条, 3条, 6条, 12条)

- (1)差別の禁止(第2条) (最終見解パラグラフ34(a))
- 29. 2013年12月5日, 民法の一部を改正する法律が成立し, 嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分と同等になった(同月11日施行)。
- 30. 障害者基本法の改正及び障害者差別解消法について別添1参照。
- 31. (最終見解パラグラフ33)教育基本法第5条の廃止について, 改正前の法第5条後段に規定する「男女共学」が認められるべきとの趣旨は, 法の制定から約60年が経過して, 現に我が国に浸透し, 歴史的意義を既に果たしているといえる。旧法第5条前段には, 「男女の敬重と協力の重要性」が規定されていたが, 改正後の教育基本法でも, その趣旨を引き継ぎ, 第2条の「教育の目標」において, 新たに「男女の平等」と「自他の敬愛と協力」を非常に重要なものとして規定している。2010年に公表された児童の権利委員会最終見解のパラグラフ33においては, 女子に対する差別の撤廃に関する委員会最終見解(CEDAW/C/JPN/CO/6)でも指摘された男女共同参画の推進に言及した教育基本法第5条の削除に対する懸念が改めて表明されているが, これはこうした歴史的経緯と事実関係を踏まえたものではないことを改めて表明する。
- 32. (最終見解パラグラフ34(b))学校教育においては,2014年に批准した障害者権利条約を踏まえ,インクルーシブ教育システム構築のため,障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち,一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援教育が実施されており.

通常の学級, 通級による指導, 特別支援学級, 特別支援学校といった, 連続性のある「多様な学びの場」が整備されている。これらの場においては, 特別の教育課程, 少人数の学級編制, 特別な配慮の下に作成された教科書, 専門的な知識・経験のある教職員, 障害に配慮した施設・設備等により指導が行われている。

人権教育・啓発に関する基本計画については第3回政府報告パラグラフ144参照。

- 33. (最終見解パラグラフ36) 法務大臣は, 2016年, 民事法, 刑事法その他法務に関する基本的な事項を調査審議する法制審議会から, 強姦罪の行為者・被害者について性差を解消することをも含めた刑法の改正について, 答申を受けた。この答申を踏まえ, 法務省は, 現在, 刑法改正法案の提出に向けた準備を進めている。
- 34. (最終見解パラグラフ8, 34(b), 87) 2015年から, 外国語による人権相談体制を強化し, 英語・中国語等6か国語による専用相談電話「外国語人権相談ダイヤル」の開設や,「外国人のための人権相談所」の拡充(6か国語に対応。従来の10か所から全国50か所の法務局・地方法務局に拡大)を行った。

法務省の人権擁護機関による啓発活動につき別添2参照。

- (2) 児童の最善の利益(第3条), 児童の意見の尊重(第12条) (最終見解パラグラフ38,40(a)(b),44)
- 35. (最終見解37-40(b))2015年度予算において、虐待を受けた子ども等をより家庭的な環境で育てることができるよう、予算措置により児童養護施設等の職員配置を改善した。(2015年度:子ども4人に対し職員1人等)

また、地方分権のもと、職員の配置基準を遵守するため、各都道府県は管内 児童福祉施設に対して年1回以上の児童福祉行政指導監査を実施している。

- 2016年6月に児童福祉法を改正し、全ての児童は、条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等を明確化した上で、国民、保護者、国・地方公共団体(都道府県、市町村)が支えるという形で、その福祉が保障される旨を明確化した。(同法第1条、第2条)
- 36. 子ども・若者育成支援推進法では、子供・若者育成支援施策に関して、子供・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする旨規定がある。内閣府では、若者の中から「ユース特命報告員」を募集し、子供・若者に関連した施策について意見を募集し、その後の企画・立案に反映するよう努めている。

- 37. 東日本大震災からの復興の過程では、将来の町づくりにあたり、子どもたちの意見を取り入れる機会を設けている。「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」の提言に取り入れられた他、学校、市民社会等との協同により政府閣僚等と子どもたちの対談の機会を設けている。
- 38. (最終見解パラグラフ43, 44)学校においては、校則の制定、カリキュラムの編成等は、児童個人に関する事項とは言えず、第12条1項でいう意見を表明する権利の対象となる事項ではない。しかし、児童の発達段階に応じて、校則の見直しにあたり、アンケートの実施や学級会・生徒会での討議の場を設けたり、高等学校において、生徒の選択を生かしたカリキュラムの編成等の工夫を行うなど、必要に応じて、児童の意見を考慮した学校運営を実施している。
- 39. (最終見解パラグラフ43) 2016年6月に児童福祉法を改正し、児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童や家族の意見を聴くことができる旨の規定を創設した(同法第8条)。
- 40. 家事事件手続法は、意思能力のある子には、子が影響を受ける家事事件において自ら手続行為をすることを認めている。また、適切な方法により子の意思を把握するよう努め、子の年齢及び発達の程度に応じて、子の意思を考慮しなければならないとしている。家事審判は、同法の規定に従って行われており、児童の最善の利益が考慮され、児童の意見が尊重されているといえる。詳細は別添1参照。
- 41. パラグラフ5, 157. 参照。
- 42. (最終見解パラグラフ44)人権教育・啓発に関する基本計画では、「子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、基本的人権の享有主体として最大限に尊重されるような社会の実現を目指して、人権尊重思想の普及高揚を図るための啓発活動を充実・強化する。」としており、法務省の人権擁護機関は、これに基づいて、各種啓発活動を実施している。
- 43. 少年院においては、在院者の処遇は、その人権を尊重しつつ、明るく規則正しい環境の下で、その健全な心身の成長を図るとともに、その自覚に訴えて改善更生の意欲を喚起し、並びに自主、自律及び協同の精神を養うことに資するよう行うものとされている(少年院法第15条、少年鑑別所法第20条参照)。また、刑事施設では、被収容者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的としており(刑事収容施設法第1

条), 少年の心身の発達程度に応じて教育, 職業訓練等を実施し, 健全な少年の育成を図ることに配慮しており, それぞれの施設に収容された少年の処遇の目的に照らして少年にとって何を行うことが最も利益となるかを考慮しながら処遇を行っている。

- 44. その他の各省庁の取組につき別添2参照。
- (3)生命, 生存及び発達に対する権利(第6条)
- (a)死刑
- 45. 少年法第51条のとおり、死刑の最低年齢は、犯行時18歳以上である。
- (b) 自殺, 嬰児殺し及び生命, 生存及び発達に対する権利に影響を及ぼす関連の問題 (最終見解パラグラフ8, 42)

46. 2006年6月に自殺対策基本法が成立した。自殺対策基本法は、自殺対策の基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主、国民のそれぞれの責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺防止と自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的としている。自殺対策基本法により、内閣官房長官を会長とし、関係閣僚を構成員とする自殺総合対策会議が内閣府に設置され、また、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱を定めることとされた。

2007年6月に自殺総合対策大綱が閣議決定され、自殺対策の数値目標については、2016年までに、2005年の自殺死亡率を20%以上減少させることと設定し(2005年の自殺死亡率は24.2%であり、目標である20%減少させると19.4%となるが、2014年の自殺死亡率は19.5%である。)、国及び地域における自殺対策の推進体制、自殺総合対策大綱に基づく施策の評価及び管理について定めた。また、2012年8月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定された。

47. (最終見解パラグラフ41, 42) 学校においては、命の大切さについて、道徳をはじめとして教育活動全体を通じて指導しているところであり、体験活動を生かすなどして、命の大切さを実感できる教育の充実に努めている。

具体的には、「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、教員向けの自殺予防の手引き、児童生徒を直接対象とした自殺予防の手引き、子供の自殺が起きたときの背景調査の指針、緊急対応の手引きなどを作成している。学校、教育委員会等に周知するとともに、自殺が発生した時の対応や子供を直接対象とした自殺予防教育について実践的な研修を実施している。

2011年6月,自殺防止に資する観点から,児童生徒の自殺の背景となった可能性のある事実関係などに関する調査に係る通知を発出している。

また、悩みを持った児童が、いつでも気軽に相談できる体制を充実させるため、文部科学省では、スクールカウンセラー等やスクールソーシャルワーカーの配置拡充などを通じて、学校における教育相談体制の充実を図っている。各都道府県においても、教育センター等に児童を対象とした相談機関を設置するなど、地域における相談体制の充実に努めている。

- 48. 児童福祉法第1条第2項は「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と規定している。
- 49. 嬰児を含む児童に対する暴力は、殺人罪、傷害罪等による刑事処罰の対象とされており、事案に応じて適切な処分が行われている。
- 50. (最終見解パラグラフ49(b)(v)) 児童に対する暴力は,殺人罪,傷害罪,暴行罪,強姦罪,強制わいせつ罪等による刑事処罰の対象とされており,事案に応じて適切な処分が行われている。
- 51. (最終見解パラグラフ41, 42)2012年3月に児童養護施設等の運営指針を作成し、事故の発生時など緊急時の子どもの安全確保のため、事故発生対応マニュアルを作成し、職員への周知や定期的な見直しを行うことや、子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行うことなどを指針として定めている。また、3年度毎の第三者評価の実施や、第三者評価を実施しない年においても、各施設において自己評価を行うこととしており、これらの評価を施設運営に反映することとしている。

学校の施設・設備について、事故防止に向けた関係者それぞれが果たすべき役割、事故種別ごとの事故防止の基本的考え方、建物の部位ごとの具体的な留意事項を示した報告書「学校施設における事故防止の留意点について」(2009年3月)を取りまとめるとともに、法定点検の実施や点検の結果を踏まえた修繕等の必要性・重要性を学校設置者等に周知している。

- 52. 各省庁の取組につき別添2参照。
- 4. 市民的権利及び自由(第7条, 8条, 13~17条)
- (1)出生登録. 氏名. 国籍(7条)(最終見解パラグラフ8, 46(a)(b))

53. (最終見解46(b))無国籍者の地位に関する条約については, 国内で無国籍者の存在やその地位・権利の保護が大きな問題となったことはなく, 条約締結の国内的なニーズが明らかでない。また, 無国籍の削減に関する条約については, 国籍法の改正が締結の前提となり, 国民的な議論が必要となる。現時点では, 両条約の締結について積極的な検討は進められていない。

54. 出生届は、出生の日から14日以内にしなければならず(戸籍法第49条)、第1次的に父又は母に対して届出義務を課し、これらの者が届出をすることができない場合には、2次的に、(イ)同居者、(ロ)出産に立ち会った医師、助産師又はその他の者の順に届出義務を課している。さらにこれらの届出義務者が届出をすることができない場合には、その者以外の法定代理人も届出をすることができる(同法第52条)。これらの出生届によって、日本国民たる子は戸籍に記載されることになる。

また,届出をすべき者が届出をしない場合には市町村長は当該者に催告をし,その後においても届出しない場合又はできない場合には,市町村長が職権で戸籍に記載する(同法第44条)。

さらに、正当な理由がなくこの期間内に届出をしない届出義務者は、5万円以下の 過料に処せられることとなっている(同法第135条)。なお、外国人であっても、日本 国内で出生した場合には戸籍法が適用され、上記届出義務が生じる。

(2)身元関係事項の保持(8条)

55. 戸籍の謄抄本の交付に関する戸籍法の規定については別添1参照。

(3)思想. 良心及び宗教の自由(14条)

56. 第3回政府報告パラグラフ225, 226について, 2006年の教育基本法改正により, 宗教教育について第15条第1項(旧法では第9条第1項)において, 「宗教に関する寛容の態度, 宗教の社会生活における地位に加え, 宗教に関する一般的な教養も教育上尊重されなければならないこと」が新たに規定されている。また, 同条第2項では引き続き, 国公立学校における特定の宗教のための宗教教育の禁止が規定されている。

57. いずれの矯正施設においても、日本国憲法で保障された思想、良心及び宗教の自由を尊重した取扱いがなされるよう配慮しており、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は禁止・制限されないほか、宗教上の儀式行事への参加や教誨を受ける機会が保障されている。

(4)私生活の保護, 肖像の保護(16条)

58. 少年鑑別所, 少年院, 刑事施設における私生活の保護については, 別添1参照。

- (5)多様な情報源からの情報へのアクセス、児童の福祉に有害な資料からの保護(17条)
- 59. 各省庁の取組については別添2参照。
- 5. 児童に対する暴力(第19条, 24条条3項, 28条2項, 34条, 37条(a), 39条) (最終見解パラグラフ49)
- (1)虐待及び放置(19条) (最終見解パラグラフ8,57(a)(b))
- 60. 児童虐待防止法において、第3回政府報告パラ308のとおりの規定を定めており、虐待の被害児童に対する適切な保護等を行っている。
- 61. (最終見解パラグラフ47, 48(a~c))児童虐待については、児童虐待防止法第 2条にて、児童虐待の定義を明確化し、これを禁じている。

また、同法において、上記児童虐待のみならず、幅広く児童の福祉を害する行為 や不作為を禁じている。なお、2016年6月に児童虐待防止法を改正し、親権者 は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒して はならない旨を明記した。

さらに、2004年以降、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、児童虐待問題に対する集中的な広報・啓発活動を実施している。

- 62. (最終見解パラグラフ49(b))児童相談所全国共通ダイヤルについて, 児童虐待を受けたと思われる児童を見つけた時等に, ためらわずに児童相談所に通告・相談できるよう, これまでの10桁番号から覚えやすい3桁番号(189)に変更し, 2015年7月から運用を開始した。
- 63. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(b))警察による広報啓発については 第3回報告パラ318参照。

また、2007年6月、児童虐待防止法が改正され、保護者に対する出頭要求や児童相談所による臨検・捜索、などが規定されたことから、2008年3月に「児童虐待対応マニュアル」を改正するなど、虐待行為を防止し児童の保護に万全を期するため、事案に即した適切な対応に努めている。

- 64. (最終見解パラグラフ82)都道府県警察に設置されている少年サポートセンター (第3回政府報告パラグラフ333参照)は、2016年4月現在、全国198箇所に設置されている。また、少年や保護者等の心情に配慮して警察施設以外の場所への設置が進められている。
- 65. (最終見解パラグラフ49(b))警察職員の研修につき,第3回政府報告パラグラフ336参照。警察が取り扱った児童虐待関連データにつき、別添3参照。
- 66. 警察庁の委託を受けた民間団体が、人身取引事犯や、少年福祉犯罪、児童虐待事案等に関する通報を匿名で受け付け、事件検挙や被害者保護への貢献度に応じて情報料を支払う匿名通報事業を実施している。
- 67. (最終見解パラグラフ57(a)) 児童虐待の防止に資する取組として,全ての保護者に対する家庭教育支援を充実するため,家庭教育支援チーム等による学習機会の提供や情報提供,相談対応,地域の居場所づくり,訪問型家庭教育支援の取組を推進している。
- 68. パラグラフ47参照。
- 69. 2011年5月の民法改正により、不適当な親権の行使等があった場合に、家庭裁判所が2年以内の期間に限って親権を行うことができないようにする親権停止制度が新たに設けられ(民法第834条の2), 2012年4月から施行された。
- (2)あらゆる形態の有害な慣行の禁止及び削減措置(24条3項)

70. 2014年7月に女性器切除,早婚,強制婚の終焉に向けた世界的機運の醸成を目的とした英国政府主催の「ガールズサミット」に出席し,これら問題への取り組みについて,UNICEF,UNFPA,IPPFを始め,国際社会と協力していくことを表明。

- (3)性的搾取.性的虐待(34条) (最終見解パラグラフ82)
- (10. 児童売買議定書のフォローアップ」を参照。)
- (4)拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利(体罰含む)(37条(a), 28条2項)
- 71. 児童虐待に関する統計は、別添3参照。

72. 社会福祉法に基づき、社会福祉事業の経営者に対して「情報の提供」「自主評価や第三者評価等による福祉サービスの質の向上のための措置等」「苦情の解決」の努力義務を規定するとともに、都道府県社会福祉協議会に運営適正化委員会を設置し、利用者からの苦情の相談に応じ、苦情の解決の斡旋等を行う仕組みを設けている。

73. (最終見解パラグラフ8, 47, 48(b)(c)) 学校における体罰については, 学校教育法第11条において厳に禁止されており, 毎年行われる生徒指導担当者の会議で, その趣旨を周知している。

また、学校において、教育上必要があると認められたときには、児童生徒に対して 懲戒を加えることができるものとされているが、懲戒と体罰は異なるものであることを 事例を用いて通知で示している。加えて、懲戒が必要と認められる状況においても、 決して体罰によることなく、児童生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に 懲戒を行い、粘り強く指導することが必要であることを通知などで示している。なお、 体罰を行った教員は、その態様等に応じ、懲戒処分等の対象となる。

更に、国レベルの研修を一元的、総合的に実施する独立行政法人教員研修センターにおいて、各地域で中心的な役割を担う教員等を対象として実施される研修において教育関係法規に関する講座が開設されており、この中で児童・生徒に対する懲戒・体罰の禁止に関する内容が扱われている。

74. (最終見解パラグラフ49(b))小学校,中学校,高等学校における暴力行為,いじめ等の児童生徒の問題行動等について全国の状況を毎年度調査・分析している。

75. (最終見解パラグラフ48(a), 49(b))刑法に暴行罪や傷害罪が存在し、あらゆる形態での暴行が処罰の対象となることを明示している。

また、刑法に名誉毀損罪や強要罪などが存在し、各種の方法で他人の品位をおとしめる行為についても処罰の対象となることを明示している。

76. パラグラフ50. 参照。

77. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律では, 刑事施設における少年を含む全ての被収容者に対する, あらゆる形態の身体的及び心理的暴力等の防止に配慮する旨が明確に規定されたほか, 少年院法及び少年鑑別所法においても, 少年院及び少年鑑別所に収容される在院者等について同様に規定された(別添1参照)。

78. 現行の刑事施設における不服申立制度に関しては, 第3回政府報告パラグラフ 266のとおりであるが, 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の制定 により, 刑事施設に収容される被収容者に対しては, 審査の申請, 再審査の申請, 事実の申告及び苦情の申出といった各不服申立制度が整備された(刑事収容施設法 第157条から第170条)。

また, 少年院法及び少年鑑別所法の制定により, 少年院又は少年鑑別所に収容される在院者又は在所者に対して救済の申出及び苦情の申出制度が整備された(少年院法第120条から第132条, 少年鑑別所法第109条から第122条)。

79. 2006年4月から2015年12月末までの間,少年院,少年鑑別所又は少年刑務所において,職員が被収容少年(未成年)に対する暴行を理由として,国家公務員法による懲戒処分に処せられた事案が,22件発生している。この種の事案が発生した場合は,各施設において,再発防止のため,直ちに施設長指示を発出するなどし,その施設の全職員に注意を喚起するなどのほか,人権に配慮した職務執行等についての職員研修を一層充実させるなどの措置を講じている。

- (5)被害児童の身体的及び心理的な回復及び社会復帰を促進する措置(39条) 80. (最終見解パラグラフ49(b))別添2参照。
- 81. (最終見解パラグラフ82, 児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(b), 39(c)) 第1回児童売買議定書政府報告パラグラフ54参照。
- 82. パラグラフ47. 参照。
- 6. 家庭環境及び代替的な監護(第5条, 9~11条, 18条1項·2項, 20条, 21条, 25条, 27条4項)
- (1)家庭環境, 父母の指導(5条) (最終見解パラグラフ51)
- 83. 児童福祉法第1条は「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」と規定している。第3回政府報告パラグラフ27 0参照。
- 84. 2011年3月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」を作成、発出を行った。研修会等の取組みにより、アレルギーおよびアレルギー疾患を持つ児童に対して、適切な理解や対応がなされるよう周知を図っている。
- (2)父母の共通の責任、父母への支援、児童の養護のための役務の提供(18条)

85. 第3回政府報告パラグラフ274における、「盲学校、聾学校、養護学校」については、児童生徒等の障害の重複化に対応した適切な教育を行うため、2007年の学校教育法改正により、複数の障害種別を対象とすることができる「特別支援学校」の制度に転換した。

86. パラグラフ47. 参照。

(3)父母からの分離(9条)

87. 2011年5月の民法改正により、親権停止制度が新たに設けられた(民法第83 4条の2)。

子の親権者又は監護者の指定・変更及び親権の喪失・停止等の手続は、子やその親族等の申立てにより、民法、家事事件手続法及び家事事件手続規則に従って、家庭裁判所で行われる。同手続においては、関係当事者が手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会が与えられている(別添1参照)。

88. 別添1における少年院法, 少年鑑別所法, 刑事収容施設法参照。

(4) 児童の扶養料の回収(27条4項)(最終見解パラグラフ69(a)(b))

- 89. 扶養料を回収するための強制執行の申立ての準備に資する財産開示制度の改正等を検討中である。
- 90. 扶養料の具体的な回収の方法としては、第3回政府報告パラグラフ292のとおりであるが、2014年の1年間に終局した家事に関する金銭債務等の履行勧告事件は、16、700件であり、このうち、全部又は一部が履行されたものは、7、861件である。
- 91. (最終見解パラグラフ69(c))ハーグ親責任条約については、中央当局の指定を含め、関係省庁間の協力体制を整備するなどの必要があり、締結の実現可能性について慎重に検討する必要がある。

(5)家庭環境を奪われた児童(20条)

- 92. 最終見解パラグラフ53(a)~(e)に対する対応は以下のとおり。
- (a) 小規模なグループ施設のような家族型環境において児童を養護すること 2009年に、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する小規模住居 型児童養育事業(ファミリーホーム)を創設した。(定員5人又は6人)。
- (b) 代替的監護環境の定期的監視, 監護環境確保のための措置

施設運営の質を向上させるため、2011年9月に児童福祉施設最低基準を改正し、 第三者評価及び施設長研修を義務付けた。また、2012年3月には、児童養護施設 等の運営指針や里親等の養育指針を策定した。

(c)代替的監護環境下における児童虐待への対応

2009年に施行された改正児童福祉法には、被措置児童等虐待の防止に関する 事項を盛り込んだ。また、児童養護施設等に心理療法を行う職員を配置し、虐待等に よる心的外傷のため心理療法を必要とする子どもにカウンセリング等の心理療法を 実施している。

(d) 里親に対する財政的支援

すべての里親に対して、生活費や医療費、教育費等を支弁するとともに、養育里親 及び専門里親に対しては里親手当及び専門里親手当を支弁している。

(e)児童の代替的監護に関する国連ガイドライン

各都道府県市及びその児童相談所並びに里親会, 里親支援機関, 児童福祉施設等の関係機関が協働し, より一層の里親委託の推進を図るため, 2011年に「里親委託ガイドライン」を策定し, 社会的養護においては里親委託を優先して検討するべきとしている。今後, 各都道府県市において, 2015年度から2029年度末までの15年間に, 「本体施設入所児童の割合」, 「グループホーム入所児童の割合」, 「里親・ファミリーホームへの委託児童の割合」をそれぞれ概ね3分の1ずつになるよう, 取組を進める。

(6)収容に対する定期的な検査(25条)

93. 少年院及び少年刑務所に収容されている少年の収容の定期的な見直しを行う制度に関し、懲役又は禁錮受刑者として少年刑務所に収容されている者に対して仮釈放の制度があり、少年院収容中の者に対して仮退院の制度がある。これらの制度は収容されている少年の改善更生と健全な社会復帰を目的としている。

仮釈放及び仮退院(以下「仮釈放」という。)の許否を決定する権限は全国8か所の地方更生保護委員会が有している。仮釈放を許すか否かについては、通常、矯正施設の長からの申出に基づき、地方更生保護委員会の3人の委員で構成する合議体において、仮釈放の審理を開始する。合議体の構成員である委員は、原則として審理対象者本人と面接し、合議体は仮釈放の適否、時期、仮釈放の期間中守らなければならない特別遵守事項等について審理の上、決定又は判断を行っている。

矯正施設の長による仮釈放の申出に係る審査については、別添1の「犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則」参照。

(7)養子縁組(国内、国際)(21条) (最終見解パラグラフ55(a)(b))

- 94. 我が国では、未成年者の福祉を図る観点から、未成年者を養子とするときは、自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合を除き、家庭裁判所の許可を得る必要があることとされている(民法第798条)。
- 95. 「国家間にまたがる養子縁組に関する子の保護及び協力に関するハーグ条約」については、中央当局の指定を含め、関係省庁間の協力体制を整備するなどの必要があり、締結の実現可能性について更に検討を続けていく。
- 96. 国際養子縁組につき、第3回政府報告パラグラフ302のとおりであるが同報告で引用されている法令第20条1項は、法の適用に関する通則法第31条第1項に定められている(内容は実質において変更はない。2007年1月1日施行)。

(8)不法な国外移送及び国外からの不帰還(第11条)

- 97. 2014年1月, 我が国は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)を締結した。同年4月1日に我が国において同条約が発効し, 同条約の実施に関する法律に基づく運用を開始した。我が国は条約を誠実に実施している。
- 98. 第3回政府報告パラ291参照。
- (9)収監されている親と共に過ごす児童及び母親と刑務所内で生活する児童の保護 99. 刑事施設及び少年院においては、女子の被収容者がその子を施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認められるきは、その子が1歳に達するまで養育することができる(刑事収容施設法第66条、少年院法第59条)。また、その被収容者の心身の状況に照らして、又はその子を養育する上で特に必要があると認められるときは、6月間に限り、引き続き養育することができることとしている。さらに、その子の養育に必要な物品の貸与又は支給、施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障がない限りの自弁品の使用等が認められるほか、その子に対する健康診断、その他の必要な措置を執ることとされており、被収容者である母親と刑事施設又は少年院内で生活する児童の保護を確保している。
- 7. 障害, 基礎的な保健及び福祉(第6条, 18条3項, 23条, 24条, 26条, 27条1~3項, 33条)
- (1)障害を有する児童(23条) (最終見解パラ8,59(a)-(h)) 100. 我が国は,2014年1月,障害者権利条約を批准した。

101. 障害者権利条約の趣旨に沿った障害者施策の推進を図るため、2011年に障害者基本法について、「障害者」の定義にいわゆる「社会モデル」の考え方を反映する、我が国の国内法で初めて「合理的配慮」について規定するなどの改正を行った。また、2013年9月に、政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画で

また,2013年9月に,政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画である障害者基本計画として,2013年度から2017年度までの概ね5年間を対象とする第3次計画を策定(閣議決定)し,本計画に基づいて,障害者の自立と社会参加の支援等のための施策を推進しているところである。

102. 2007年の学校教育法改正により、障害のある幼児児童生徒の教育の基本的な考え方について、障害の種類や程度に応じて特別な場で教育を行う「特殊教育」から、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的二一ズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」に発展的に転換した。

103. 障害者数について、別添3参照。

104. 障害保健福祉施策に関しては、2006年4月1日から施行された障害者自立支援法において、身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対し、障害の種別に依らない一元的な障害福祉サービス等の仕組みを確立するとともに、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な障害福祉サービスや相談支援等を利用することのできる仕組みを構築している。

また、2010年12月の児童福祉法の一部改正により、障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるよう、従来、障害種別で分かれていた障害児施設について、通所又は入所の利用形態別に一元化すること等により、障害児支援の充実を図っている。

さらに、2012年6月の障害者自立支援法の一部改正により、その題名を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」に改めるとともに、基本理念の規定の創設や障害者の範囲の拡大(難病等の追加)等の改正が行われ、同法に基づき、引き続き障害者の地域社会における共生の実現に向けた施策を実施している。

基本理念においては、全ての国民が基本的人権を享有する個人として尊重されること、障害の有無によって分け隔てられることなく共生する社会の実現、障害者及び障害児が身近な場所において必要な支援を受けられること、社会参加の機会の確保、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること、社会障壁の除去等の理念が規定されている。

105. 各省庁の取組につき別添2参照。

(2)健康及び保健サービス(24条)(最終見解パラグラフ61.63)

106. (最終見解パラ63)児童相談所の一時保護所について第三者評価の仕組みを設けるよう. 検討しているところである。

107. (最終見解パラ61)精神保健福祉センター,保健所,児童相談所等に勤務する医師,保健師,社会福祉士,精神保健福祉士等を対象に,児童思春期の心のケアの専門家の養成研修を行っている。

ADHDの患者数は患者調査において把握している。また、2014年度から2016年度にかけて、発達障害を含む児童・思春期障害疾患の薬物治療ガイドラインの作成を行っている。

108. 様々な児童の心の問題に対応するため、平成20年度から、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施しているほか、乳幼児期から学童期、思春期に起こる様々な子どもの心の問題に対して適切な対応ができる医師を養成することを目的とした研修を実施している。

109. 各省庁の取組につき別添2参照。

(3) 伝染病・非伝染病(最終見解パラグラフ65)

110. エイズ発生動向について別添3参照。

111. 学校及び地域の青少年における行動段階や発達段階に応じた科学的なエイズ予防教育の普及と、地域における学校、保健行政、保護者の社会的分業と連携を促進することを目的に、中学・高等学校職員や保健所職員を対象として、行動変容科学を用いた具体的な教育手法を提供する青少年エイズ対策事業を実施している。また、青少年や学校関係者等が容易に情報を得られるよう、HIV/エイズに関する情報を広くインターネット上で公開している。

このような事業等を通じて、エイズに対する正しい知識の啓発普及を推進することにより、感染拡大防止、感染者・患者に対する差別・偏見の解消を図っているところである。

(4)リプロダクティブ・ヘルスの権利(最終見解パラグラフ65)

112. 学校における性・エイズに関する指導は、児童生徒が性に関する科学的知識を確実に身に付け、適切な行動をとることができるようにすることを目的に実施しており、学習指導要領に則り、、学校教育活動全体を通じて行われている。また、教職員を対象とした研修会の開催、性感染症等を含む児童生徒の様々な健康問題を総合的に解説した教材の作成・配布、学校において発達段階に応じた効果的な性に関する指導が実施されるよう、各地域における指導者の養成と普及を目的とした事業を実施するなど、指導の充実に努めている。

(最終見解パラグラフ64, 65)上記のとおり、学校カリキュラムにおいてはリプロダクティブ・ヘルス教育という用語は使用していないものの、これに関する内容は含んでおり、さらに健康問題を総合的に解説した教材においても、HIV/AIDS及び他の性感染症を予防するための正しい情報にアクセスする方法を提供している。

(5)薬物乱用(33条)

113. 政府では、2013年8月に策定した「第四次薬物乱用防止五か年戦略」及び、2014年7月に策定した「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」に基づき、関係省庁が連携を密にして、薬物乱用の根絶を図る取組を推進している。

この中では、中・高校生を中心に薬物乱用の危険性の啓発を継続するとともに、児童生徒以外の青少年に対する啓発を一層工夫充実し、青少年による薬物乱用の根絶を目指すことなどの目標を掲げ、関係省庁が一丸となって青少年、児童生徒を始めとする国民への薬物乱用防止対策を推進している。

- 114. 各省庁の取組につき別添2参照。
- (6)社会保障及び児童の養護のための役務の提供及び施設(26条, 18条3項) 115. 放課後児童健全育成事業について別添2参照。
- (7)生活水準(27条1~3項) (最終見解パラグラフ67) 116. パラグラフ14. 参照。
- 117. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(障害児の場合は20歳未満)を監護する母、監護し、かつ生計を同じくする父又は養育する者に、児童扶養手当を支給している。
- 118. 児童手当制度は、児童の養育に伴う家計の負担を軽減し、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、1972年から実施されている。

119. 2015年4月から子ども・子育て支援新制度が施行されており、「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育の受け皿拡大や延長保育、休日保育の充実、放課後児童クラブの推進など子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を図っている。

8. 教育, 余暇及び文化的活動(第28条~31条)

(1)教育についての権利(含む職業訓練及び指導)(28条)

120. 学校におけるいじめ問題については、教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとっている。

また、被害少年の精神的被害を回復するために特に必要と認められる場合には、 保護者の同意を得た上で、少年サポートセンターを中心として、少年補導職員等により、カウンセリング等の継続的な支援を行うなどしている。

121. 奨学金について, 第3回政府報告パラ391参照。

122. 教員の確保については、これまで累次の定数改善計画により教職員定数の改善を図り、必要な定数の確保に努めてきたところである。教職員定数改善計画後の2006年以降についても、2015年度までの10年間で合計12、790人の公立義務諸学校の教職員定数が改善された。

123. (最終見解パラグラフ70,71)高等学校における入学者選抜は,生徒の個性に応じた学校が選べるよう,選抜方法が多様化されている。例えば,中学校のときに不登校を経験するなど,能力を十分に発揮できなかった生徒を受け入れる高等学校等も設置されてきているところである。大学入学者選抜については,各大学の教育理念・教育内容に基づき,入学希望者の知識・技能だけではなく能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価するとともに,多様な背景を持った学生の受入れについて配慮することや高等学校教育を乱すことのないよう配慮することを基本として実施するよう,各大学に対して促してきたところである。また,高大接続システム改革会議「最終報告」において、多様な背景を持つ受検者一人一人の能力や経験を多面的・総合的に評価する入学者選抜へと転換することが提言されているところであり,本報告も踏まえ,現在,大学,高等学校関係者等による協議の場において,新たな枠組みについて検討している。その状況も踏まえつつ,各大学における多面的・総合的な評価による入学者選抜改革を推進することとしている。

なお、仮に今次報告に対して貴委員会が「過度の競争に関する苦情が増加し続けていることに懸念をもって留意する。委員会はまた、高度に競争的な学校環境が、就学年齢にある児童の間で、いじめ、精神障害、不登校、中途退学、自殺を助長している可能性がある」との認識を持ち続けるのであれば、その客観的な根拠について明らかにされたい。

124. (最終見解パラグラフ70,71)いじめの問題について,各学校においては,いじめはどの学校も,どの児童にも起こり得るとの基本的認識に立って,「いじめは絶対に許されない」という認識を徹底させる指導を行うとともに、家庭や地域社会との連携を推進するなどの取組を進めてきた。文部科学省においては、学校及び教育委員会によるいじめの問題への取組の総点検を実施することや,いじめへの取組について更なる徹底を図ることなどを通知等で求めている。また,いじめの問題への取組の基本である早期発見、早期対応の前提条件となるいじめの実態把握については、各学校は、「アンケート調査」の実施など、定期的に児童生徒から直接状況を聞く機会を確実に設けるよう指導している。

2013年6月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、基本的な理念 や体制を定めた「いじめ防止対策推進法」が成立し、9月に施行された。文部科学省 では、同年10月に、「いじめ防止基本方針」を策定した。

同法や基本方針に基づく対応が徹底されるよう, ①学校や教育委員会等に対する 指導, ②教育委員会の生徒指導担当者や校長などの管理職に対する研修会の実施, ③スクールカウンセラー, スクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制 の充実, ④学校や教育委員会等における実施状況の調査, ⑤文部科学省における 「いじめ防止対策協議会」の設置などの取組を進めている。

125. (最終見解パラグラフ72,73) 外国人学校のうち各種学校として認可を受けたもの等について,税制面等での優遇措置のほか,それぞれの地方の実情に応じ,各地方自治体から助成が行われている。そのため,我が国においては,各種学校や準学校法人の認可基準の緩和について,認可を行う都道府県に働きかけているところ。また,法令に規定された外国人学校に通う高校生は高等学校等就学支援金制度の対象となり,授業料に対する支援を受けうる。

126. (最終見解パラグラフ72, 73) 我が国の大学の入学資格は, 我が国の国籍の有無にかかわらず, 我が国の高等学校等の卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者に認められる。外国人学校に関する大学入学資格については, ①我が国において外国の高等学校相当として指定した外国人学校, ②国際的な評価団体(WASC, CIS, ACSI)の認定を受けた外国人学校については, 日本の高等学

校を卒業したものと同等に大学への入学資格があり、①及び②の指定や認定を受けていない外国人学校の生徒に関しても、各大学において個別の入学資格審査により認められた者については大学への入学資格があり、大学入学試験のアクセスは差別的なものとはなっていない。

127. (最終見解パラグラフ73)ユネスコの教育における差別待遇の防止に関する条約については、現時点で締結する具体的な予定はない。なお、教育における差別防止について、我が国においては、既に教育基本法において、全ての国民は教育上差別されないとして教育の機会均等を定めており、これを基本原則として、我が国は教育施策を進めているところである。我が国に居住する外国人についても、希望する者については義務教育の機会の保障等日本人と同等の取扱いを行っている。

128. (最終見解パラグラフ74,75) 我が国で小・中・高等学校等の教科書について採用されている教科書検定制度は、国が特定の歴史認識、歴史事実を確定するという立場に立って行うものではなく民間が著作・編集した図書の具体の記述について、政府外の有識者をメンバーとする教科用図書検定調査審議会が、検定の時点における客観的な学問的成果や適切な資料等に照らして、明らかな誤りや著しくバランスを欠いた記述などの欠点を指摘することにより実施されている。その際、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことを目標に掲げる教育基本法や、近隣のアジア諸国との国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること等を内容とする教科用図書検定基準等に基づいて審査が行われている。そのため、「日本の歴史教科書が、歴史的事件に関して日本の解釈のみを反映しているため、地域の他国の児童との相互理解を強化していない」との懸念は当たらない。

日本政府としては、歴史教育の適切な実施等を通じて、児童生徒が我が国及び世界に対する理解を深めるよう努力するとともに、近隣諸国をはじめ諸外国との相互理解、相互信頼の促進に努めている。

129. 各省庁の取組につき別添2参照。

(2)教育の目的(29条)

130. 2006年12月に教育基本法を改正した。同法第1条において教育の目的を, 第2条において教育の目標を定めている。これらは,条約第29条第1項に掲げる方 向性と合致。(別添1参照)

131. 第3回政府報告パラ419参照。2008年3月に「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」をとりまとめたところである。

(3)人権教育, 市民教育

132. 別添2の広報・啓発活動を参照。

- (4)休息, 遊び, 余暇, レクリエーション, 文化的及び芸術的活動(31条) (最終見解パラグラフ76)
- 133. 地域住民等の参画を得て、放課後や土曜日等に学校施設等を活用して、様々な学習、自然・文化・芸術・スポーツ活動等の体験活動、地域住民との交流活動などの機会を提供している。
- 134. 芸術鑑賞機会につき, 第3回政府報告パラ430参照。
- 135. 2012年3月にスポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため「スポーツ基本計画」を策定。詳細は別添2参照。
- 136. 文化施設につき, 第3回政府報告パラ433, 434, 別添3参照。
- 137. 児童厚生施設につき、第3回政府報告パラグラフ435参照。
- 9. 特別な保護措置(第22条, 30条, 32条, 33条, 35条, 36条, 37条(b)~(d), 38~40条)

(1)難民児童(第22条)

- 138. (最終見解パラグラフ77, 78(a)) 条約難民及び第三国定住難民に対する 定住支援プログラムの一環として定住支援施設において,日本で日常生活を送る上 で必要最低限の基礎的な日本語を習得するための6か月の日本語教育プログラムを 実施している。また,定住支援施設退所後は,日本語教育相談や日本語学習教材の 提供等の支援を行っている。2010年から2015年に来日した第三国定住難民105 名のうち,日本語教育プログラム受講者は,幼児を除く84名(大人50名,児童34名) である。
- 139. 第3回政府報告パラ443参照。
- 140. (最終見解パラグラフ78(b)(c))親を伴わない16歳未満の年少者や重度の疾病を抱える申請者について、迅速に処理を行うと同時に、必要に応じて申請者の医師、カウンセラー、弁護士等によるインタビューの立会を認めることを試行することとした。

また、我が国の難民認定手続においては、UNHCRの見解それ自体に法的拘束力を認めているものではないが、実務においては、UNHCRの見解も十分に留意した上で対応している。

なお、2016年1月末現在、難民認定申請を行っている児童は768名である。また、1982年1月に我が国の難民認定制度が開始されて以降、難民として認定された児童は132名である(注:本統計数値には異議の申立てを含む。)。

(2)マイノリティ又は先住民族の集団に属する児童(最終見解パラグラフ86,87) 141. 教育についても、憲法及び教育基本法の精神に則り、すべての児童の教育を 受ける機会の実現を図っている。

142. 法務省の人権擁護機関では、少数民族又は先住民族の集団に属する児童の人権を守るため、「子どもの人権を守ろう」、「外国人の人権を尊重しよう」、「アイヌの人々に対する理解を深めよう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会や研修会の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

(3)搾取の状況にある児童

- (a)経済的な搾取(32条)
- 143. パラグラフ66. 参照。

144. 労働基準法は、使用者が暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制することを禁止し、また、何人も法律に基づいて許される場合のほか、業として他人の就業に介入して利益を得ることが禁止されている。

また、同法は、満18歳に満たない者に、危険な業務、重量物を取り扱う業務、安全、 衛生又は福祉に有害な場所における業務及び坑内労働に就かせることを禁止してい る。具体的な危険有害業務の範囲については年少者労働基準規則に定めている。

145. (最終見解パラグラフ80(b)) 人身取引対策行動計画2014に基づき,婦人相談所では,国籍・年齢を問わず,人身取引被害女性の保護を行い,宗教的生活や食生活を尊重した衣食住の提供,居室や入浴・食事の配慮,心理療法担当職員や通訳者,夜間の警備員の配置,医療費の支援や法的援助の周知など,支援の充実を図っている。

146. 我が国は、人間の安全保障基金を通じて、人身取引や児童兵の問題に対処するプロジェクトを支援。さらに、2010年7月及び2014年1月には、関係省庁、NG

O, 労使団体, ILO等国際機関が参加して, 「児童労働に関する意見交換会」を実施した。

(b) 売買, 人身取引及び誘拐(35条)(最終見解パラグラフ80)

147. 我が国は, 2005年5月より, 日本国内で認知された外国人人身取引被害者の母国への安全な帰国及び再被害の防止を目的とし, 人身取引被害者の帰国・社会復帰支援事業を, 国際移住機関(IOM)への拠出を通じて行っている(カウンセリング, 帰国チケットの手配, 出国支援帰国後のシェルターや医療・精神的ケアの提供, 法律相談等)。2006年4月から2015年末までに, 計209名の外国人被害者の帰国支援を実施。

148. 我が国政府は毎年, 政府協議調査団を関係国に派遣し(2006年4月以降では, タイ, インドネシア, ラオス, カンボジア, オーストリア, 韓国, 米国, フィリピン), 先方政府, 国際機関, NGO等と人身取引の効果的な防止及び撲滅について意見交換を行っている。この枠組みを通じ, タイとの間では, 2006年5月に「日タイ共同タスクフォース」を立ち上げ, 連携を強化。

149. 強制失踪条約を2009年7月23日に締結した。

150. パラグラフ174. 参照。

151. 北朝鮮による拉致問題は,基本的人権の侵害という国際社会全体の普遍的問題であり,その被害者には拉致当時児童であった者も含まれている。我が国は,北朝鮮に対し、北朝鮮が拉致被害者を含む全ての日本人に関する包括的かつ全面的な調査の実施に合意した2014年5月のストックホルムでの日朝政府間協議における合意の履行を求めつつ,あらゆる機会をとらえ,各国に対し拉致問題を提起し,協力を要請してきている。また,我が国及びEUが共同提出している北朝鮮人権状況決議は,国連人権理事会では2008年から,国連総会では2005年から毎年採択されてきており,2016年12月に国連総会で採択された同決議は,北朝鮮に対し,拉致被害者の即時帰国等により,国際的な懸念事項を早急に解決することを強く要求している。さらに,同月には,国連安全保障理事会において,人権状況を含む「北朝鮮の状況」に関する会合が3年連続で開催され,我が国は北朝鮮に対し,拉致問題の一刻も早い解決を求めた。

152. 法務省令の改正・施行により(2005年3月及び2006年6月), 人身取引に関する指摘のなされていた興行の在留資格審査を厳格化した。

(4)少年司法

- (a) 少年司法の運営(第40条)(最終見解パラグラフ85)
- 153. 別添2の私生活の保護の項を参照。
- 154. 最終見解パラグラフ85(a) その後の烙印の回避につき, 少年法第60条(人の資格に関する法令の適用), 第61条(記事等の掲載の禁止)参照。

155. (最終見解パラグラフ85(b))2000年の少年法改正において, 刑事処分可能年齢を16歳から14歳に引き下げることとしたのは, 14歳, 15歳の年少少年による凶悪重大事件が後を絶たず憂慮すべき状況にあったことにかんがみ, 少年の健全育成のためには, この年齢層の少年であっても, 罪を犯せば処罰されることがあることを明示することにより, 規範意識を育て, 社会生活における責任を自覚させる必要があると考えられるために, 刑事処分可能年齢を刑法における刑事責任年齢と一致させて14歳としたものであって, 指摘のような, 従前の16歳へ引き上げるための再改正を要する状況にはないものと認識している。

なお、我が国においては、全ての少年非行事件は、少年に係る医学、心理、教育等について専門的知見を有する家庭裁判所の審判を経て処分が決せられることとされており、その過程においては、少年、保護者又は関係人の行状、経歴、素質、環境等について専門知見を活用した調査を行い、要保護性の有無・程度等に関する判断を適切に行うなどしている。そのような調査をも踏まえて、裁判所において刑事処分が相当であると判断した事案のみが刑事処分の対象とされているところであり、この点は、重大事件を起こした年少少年についても同様である。

加えて、懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年については、16歳に達するまで、少年院に収容して、保護処分と同様の処遇を授けることができることとしている(少年法第56条第3項)。

156. (最終見解パラグラフ85(c))我が国においては、刑事責任年齢に満たない児童が刑事犯罪者として扱われ、刑事施設に収容されることはない。

刑事責任年齢以上の児童については、前項記載のとおり、家庭裁判所において、要保護性の有無・程度等に関する判断を適切に行うなどして処分を決定しており、刑事処分が相当と判断した事案のみについて、成人と同様に、裁判員制度によるものを含む刑事裁判が行われている。

そして、その審理の過程においては、家庭裁判所における調査の結果が参照され 得るほか、刑事裁判所においては少年を保護処分に付するのを相当と認めるときは、 事件を家庭裁判所に移送することとされている。 157. (最終見解パラグラフ85(d))第3回報告パラグラフ172及び173参照。家庭裁判所は、検察官が関与し得る一定の重大事件について、少年鑑別所に送致する観護措置がとられている場合において、弁護士である付添人がいないときは、職権で少年に弁護士である付添人を付することができる。 この国選付添人を付することができる一定の重大な事件の範囲について、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑・無期・短期2年以上の懲役・禁錮に当たる罪の場合に限られていたが、2014年6月に施行された改正少年法により、死刑・無期・長期3年を超える懲役・禁錮に当たる罪の場合にまで拡大された(少年法22条の3第2項)。

158. (最終見解パラグラフ85(g))少年刑務所及び少年院における教育・訓練につき別添2参照。

159. パラグラフ58. 参照。

160. 少年に対する保護観察としては、家庭裁判所の決定により保護観察に付された者、少年院からの仮退院を許された者、少年刑務所から仮釈放を許された少年及び保護観察付執行猶予に付された少年に対する保護観察がある。詳細につき別添2参照。

161. 条約40条2項(b)(vi)について、参考となる資料は別添3参照。

(b)自由を奪われた児童(37条(b)~(d))

162. (最終見解パラグラフ85(e))パラグラフ166参照。少年に対し、刑事罰が科される場合であっても、前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者などに対し、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金の言渡しをするときは、情状により、裁判が確定した日から1年以上5年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。また、その執行猶予の期間中、保護観察に付することができる。

163. 少年の立ち直り支援活動について別添2参照。

164. (最終見解パラグラフ85(g))少年法は、留置施設においては少年を成人と分離して収容しなければならない旨規定しており、警察の留置施設に少年を留置する場合、成人用の居室とは分離された少年用の居室において処遇し、成人被留置者と少年が相互に接触しないようにしている。

165. (最終見解パラグラフ85(g))刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律は、少年の被留置者に、親族・弁護人等との面会及び信書の発受を認めている。

留置施設では、少年の被留置者については、留置施設の管理運営上の支障や捜査上の支障等がある場合を除き、親族との面会を認めている。

166. (最終見解パラグラフ85(g))刑事訴訟法に基づき、留置担当官は、少年の被留置者から弁護人選任について申出があったときには、弁護士会への連絡等必要な措置をとることとしている。

また, 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律に基づき, 少年の被留置者と弁護人との面会は, 原則として時間制限なく, 無立会面会を認めている。

167. (最終見解パラグラフ85(f))我が国は、憲法第31条が、法律の定める手続によらなければ生命、自由を奪われない旨、適正手続の保障一般について規定しているほか、同第33条は、現行犯逮捕の場合を除き、令状によらなければ逮捕されない旨、また、同第34条は、正当な理由を直ちに告げられなければ拘禁されない旨、それぞれ規定している。これを受けて、刑事訴訟法は、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる相当な理由がある場合に、裁判官があらかじめ発した逮捕状により行う通常逮捕、現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者を逮捕する現行犯逮捕、一定の重罪事件について、被疑者が罪を犯したと疑うに足りる十分な理由があり、急速を要し事前に逮捕状を求めることができない場合に認められる緊急逮捕の手続を規定している。また、捜査段階の少年の身柄の拘束については、やむを得ない場合でなければ勾留することはできず、勾留する場合には少年鑑別所を勾留場所とすることができ、勾留に代えて観護措置を執ることができるなど、少年の特質が考慮されている。

身柄拘束に不服があるときは、勾留について、その裁判の取消又は変更を請求することができる。観護措置についても異議の申し立てをすることができ、家庭裁判所はその異議に理由があるときは、原決定を取消し、必要があるときは更に裁判をすることとなる。

- 168. 少年院の仮退院者の平均収容期間につき別添3参照。
- 169. 「不法に恣意的に自由を剥奪された児童」に該当する例はない。合法的に自由をはく奪された児童数等の統計は別添3参照。

(c)死刑及び終身刑(37条(a))

170. 少年法第51条(別添1参照)は, 犯行時18歳未満の者に対する死刑と無期刑の緩和について規定する。

我が国には仮釈放のない終身刑は存在せず、無期刑については10年を経過した 後、仮釈放が可能とされている。

さらに、少年法第58条により、20歳未満の時に無期刑の言渡しを受けた者については、同法第51条第1項の規定による場合を除き、7年の経過で仮釈放が可能とされている。

(d)少年司法制度に関係する専門家のための研修

171. 別添2の研修の項, 第3回政府報告パラグラフ94, 98参照。

172. 弁護士としての活動について別添2参照。

10. 児童の売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ

(データ)

173. 性的搾取に関する主な福祉犯検挙人員は別添3参照。

(最終見解パラグラフ80(a)~(d)) 2015年中の福祉犯の送致人員のうち暴力団等関係者は257人で、送致人員の3.7%を占めており、暴力団等が少年に対する薬物密売や少女に売春をさせる等悪質性の高い事案に関与している実態がみられる。

174. 児童相談所における児童虐待等に関する相談対応件数につき、別添3参照。

(立法措置)

175. パラグラフ5. 参照。

(国内行動計画)

176. 政府では、2016年7月に犯罪対策閣僚会議において策定した「第三次児童ポルノ排除総合対策」

(https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/no_cp/cp-taisaku/pdf/cp-measures3.pdf) に基づき、関係府省において、被害防止対策やインターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策等の各種施策を総合的に推進している。

また、官民一体で児童ポルノ排除に向けた総合的な活動を推進するため、2010年以降毎年、官民で構成する児童ポルノ排除対策推進協議会を開催していたところであるが、2016年11月には、同協議会を児童の性的搾取等撲滅対策推進協議会

として発展的に改組するとともに、設立総会を開催して情報交換等を行い、相互の連携・協力を図っている。

177. 政府では、人身取引が重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が必要であるとの認識の下、2004年12月に「人身取引対策行動計画」が、2009年12月に「人身取引対策行動計画2009」が策定された。両計画に掲げられた施策が着実に実施されたことにより、人身取引対策は大きく前進し、一定の成果を上げたところであるが、依然として人身取引は重大な国際問題であり、我が国の人身取引対策に対する国際社会の関心も高いことから、人身取引に係る情勢に適切に対処し、政府一体となった対策を引き続き推進していくため、2014年12月、「人身取引対策行動計画2014」(http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/jinsin/kettei/keikaku2014_en.pdf)が策定された。関係閣僚から成る人身取引対策推進会議を設置し、関係省庁が連携をとりながら取り組んでいる。

警察では、同計画に沿って、引き続き人身取引事犯の取締りを推進するとともに、 関係機関・団体と協力して被害者の発見と適正な保護・支援に努めている。

178. 2010年12月に閣議決定した「第3次男女共同参画基本計画」では、重点分野の一つに「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を掲げており、女性に対する暴力を根絶するため、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進している。同計画では、子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策として、子供に対する性的な暴力被害の防止、相談・支援等、児童ポルノ対策の推進、児童買春対策の推進、広報啓発推進に関する具体的施策を盛り込んでおり、関係府省において取組を進めている。

また,2015年12月に閣議決定した「第4次男女共同参画基本計画」に基づき,子供に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の一層の推進を図る。

(調整及び評価)

179. 2016年4月以降, 児童の性的搾取等に係る対策について, 行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する業務を国家公安委員会が担うこととなり, 同委員会において関係府省庁間の必要な調整等を行うため, 関係府省庁による連絡会議を設置した。

その後, 2017年4月18日, 犯罪対策閣僚会議において, 児童の性的搾取等に係る対策の基本計画が策定された。

(広報及び研修)

180. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ14~17, 45)別添2参照。

(資源の配分)

181. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ19)犯罪捜査や犯罪被害者等支援のため、必要な予算の確保や検察庁職員の増員を措置し、検察体制の充実強化を図っている。

(犯罪の予防措置)

182. (最終見解パラグラフ80(a)~(d), 児童売買議定書・最終見解パラグラフ27, 43)警察では2009年から国際児童ポルノデータベースに参画し, 被害児童の特定・救出等に向けた各国との連携強化を図っている。

183. (最終見解パラグラフ80(a)~(d), 82, 児童売買議定書・最終見解パラグラフ27(a)) 警察では、毎年、児童の商業的・性的搾取問題に取り組んでいる東南アジア各国の捜査機関の代表者等を我が国に招へいして、「東南アジアにおける児童の商業的・性的搾取犯罪捜査官会議」を開催し、取組状況等について意見交換を行っている。

このほか、警察では、国際刑事警察機構(ICPO)主催による「児童に対する犯罪に 関する専門家会合」に出席し、諸外国捜査機関との情報交換を行い、協力関係を構 築している。

184. (最終見解パラグラフ82)警察では、児童ポルノ画像照会システム(Child Pornography Advanced Searching System: CPASS)を児童ポルノ事犯の捜査に活用している。このシステムは、各都道府県警察が捜査等を通じて入手した児童ポルノ画像(静止画像・動画像)及び当該画像に係る情報を警察庁において一元管理する一方、各都道府県警察が入手した画像と一元管理する画像との照合を行うことで、画像に係る捜査情報を共有するものであり、児童ポルノ事犯捜査を効率的かつ効果的に行うことを目的としている。

185. (最終見解パラグラフ82)警察では、児童ポルノの流通・閲覧を防止するため、サイバーパトロールやインターネット・ホットラインセンターに寄せられた通報を通じ、児童ポルノに係る情報の把握に努め、取締りを推進するとともに、当該情報が掲載されたサイト管理者等に対し、当該情報の削除の要請及び同種事案の再発防止に努めるよう申入れ又は指導を行っている。

また,2011年4月から,インターネット・サービス・プロバイダ等の民間による自主的な取組として,インターネット上の児童ポルノの閲覧防止措置が開始されたことを受け,警察としても必要な情報を提供し支援している。

186. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ27(a)) 我が国は、「オンライン児童性的搾取に関する世界的連携」及び「世界オンライン児童性的搾取サミット」の会合に参加したほか、「世界的連携」においては我が国の取組にかかる報告書を公表した。また、上記枠組みが合併し新たに発足する「オンラインの児童性的搾取撲滅のためのWePROTECT世界連携」に我が国も参加を予定している。

187. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ27(a))警察庁では, 2004年から毎年1回, 人身取引事犯に係るコンタクトポイント連絡会議を開催し, 在京大使館, 関係省庁, 都道府県, NGO, IOM(国際移住機関)等との意見交換・情報交換を行っている。

188. (最終見解パラグラフ80(d), 児童売買議定書・最終見解パラグラフ27(c)) 我が国は, 2005年6月8日に国連国際組織犯罪防止条約を補足する「人(特に女性及び児童)の取引を防止し, 抑止し及び処罰するための議定書」の締結について国会承認を得ているところ, 2017年6月15日, 国際組織犯罪防止条約を締結するために必要な国内担保法が成立した。人身取引議定書の締結に必要な国内担保法は既に成立していたことから, 日本は同条約及び同議定書の締約国となる準備が整った。日本は, 現在, 同条約及び同議定書の早期締結に向けて準備を行っている段階である。

189. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ29, 31) パラグラフ5. 参照。憲法98条2項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と規定しており、我が国は当然のことながら条約上の義務の遵守を前提に国内法を制定し政策を実施している。前回政府報告審査後に制定・改正された関連国内法の起草過程においては、条約の趣旨がより一層効果的に反映されるよう十分な考慮が払われている。検察において、児童が被害者となる犯罪について、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、刑法等を活用して、厳正な処分と科刑の実現に努めている。

(児童売買等の禁止)

190. 風営適正化法は、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止している。 (別添1参照) 191. (最終見解パラグラフ80(a)~(d), 82, 児童売買議定書・最終見解パラグラフ31(b)~(d)) 警察では児童買春・児童ポルノ禁止法に定める国民の国外犯処罰規定に基づき, 国外で敢行された事犯の取締りを積極的に推進している。

192. (最終見解パラグラフ82)警察では、少年の福祉を害し、又は少年に有害な影響を与える犯罪を福祉犯として捉え、これらに該当する禁止事項を持つ児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、労働基準法、風営適正化法を活用した取締りを行っている。

193. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ33)パラグラフ8. 参照。

194. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ35) 児童買春を処罰する児童買春・児童ポルノ法においては、児童を買った者のみが処罰され、買春の対象となった児童を処罰する規定はない。

(被害児童の権利保護)

195. (最終見解パラグラフ49(b), 82, 児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(c), 41)児童買春等を始めとする福祉犯の被害を受けた児童については, 都道府県警察に設置された少年サポートセンターを中心として, 少年の特性に関する知識や少年の取扱いに関する技術を有する少年補導職員等が, 必要により部外の専門家や民間ボランティアとも協力しつつ, 個々の少年の特性を踏まえたきめ細かなカウンセリングや保護者等と連携しての環境調整等による継続的な支援を行っている。また, これらの職員については, 大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリング技術専科等の教育を実施している。

196. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(a)) 法律上の要件を満たすときは、児童の供述を録取した供述調書や録音録画媒体を公判における証拠とすることが可能であり、その場合には、児童が公判において証言することを回避し得る。

また, ①児童が被害者等である事件に関し, 児童の負担軽減等のため, 検察, 警察, 児童相談所の各関係機関に相談窓口を設置して日頃から緊密な情報交換を行う, ②児童の事情聴取に先立って検察, 警察, 児童相談所の担当者が協議を行い, 代表者が聴取するなどの運用を行っている。その際には, 必要に応じてその様子について録音録画を行なっている。

さらに、刑事訴訟法には、証拠開示の際に被害者の住居等が関係者に知られることがないように求める制度、被害者について公開の法廷では氏名、住所その他被害者が特定されることとなる事項を明らかにしない制度、証人への付添い、遮へい、ビ

デオリンク等の被害者等の保護のための措置が規定されており、児童が被害者である事件に関し、検察庁においてこれらの制度を適正に運用している。

197. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(b)) 証人が証人尋問の際に受ける精神的・心理的な負担を軽減するため、2000年の刑事訴訟法の一部改正により、一定の場合に証人の遮へい措置やビデオリンク方式による証人尋問ができることや、証人尋問の際に証人が著しく不安又は緊張を覚える恐れがあると認めるときには適切な者を証人に付き添わせることができることを定めた。

また,2007年の刑事訴訟法等の改正により,一定の場合に被害者が刑事裁判に参加することができる制度を導入し,翌2008年の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律等の改正により,その参加した場合における国選弁護制度が,2013年の法改正により,その参加した場合の旅費等の支給制度を導入した。

2007年の刑事訴訟法等の改正により、裁判所は一定の場合に被害者等の申し出により被害者特定事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる制度のほか、損害賠償命令制度と呼ばれる犯罪被害者等が民事に関する紛争を刑事手続の成果を利用して簡易かつ迅速に解決する制度を導入した。

2016年の刑事訴訟法等の改正により、ビデオリンク方式による証人尋問を拡充 するとともに、証人等の氏名及び住居の開示に係る措置及び公開の法廷における証 人等の氏名等の秘匿措置を導入した。

- 198. 児童を含めた犯罪被害者等を保護するため、検察庁において、児童を含む犯罪被害者等に対し、事件の処理結果や刑事裁判の結果等の情報を提供している。
- 199. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ39(c))別添2の児童売買等選択議定書の広報・啓発活動及び研修の項を参照。
- 200. 裁判官の研修を担当する司法研修所では、児童を含む犯罪被害者に対する配慮をテーマとする研修を実施し、裁判官の意識を高めている。
- 201. 日本司法支援センターでは、犯罪被害者に対して、法制度の紹介や被害者が必要とする支援を行っている関係機関・団体に関する情報提供、犯罪被害者支援に精通している弁護士の紹介を行っている。また、資力が乏しい者に対しては、民事法律扶助として、無料法律相談による援助や、加害者に対する損害賠償請求をする際の弁護士費用等の立替えによる経済的援助を行っている。これらの援助は、児童買

春等の被害児童も対象となる。なお、被害児童が弁護士費用等の立替えによる経済 的援助を受ける場合には、原則として、法定代理人の同意が必要である。

202. 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(2008年, リオデジャネイロ)に、 外務大臣政務官が出席し、児童の性的搾取の解決に向けた国際社会全体の取組み の重要性を強調。

203. 我が国は, 2015年10月に, 児童売買・児童買春・児童ポルノ特別報告者の 訪日調査を受入れた。

204. (児童売買議定書・最終見解パラグラフ27(a), 43)我が国は、米国、韓国、中国、香港、EU及びロシア連邦との間で刑事共助条約又は協定を締結しており、これらの条約又は協定に基づき、又はこれら以外の国との間では、相互主義の保証の下、国際礼譲に基づき、児童の売買、児童買春及び児童ポルノを含む犯罪について捜査共助を実施することとしている。

205. 2014年, UNICEFを経由したプロジェクト「中央アフリカにおける現在の人道 危機による被害を受けた脆弱な5歳以下の子どもと女性への緊急支援(180万米ドル)」の実施により, 2013年末にクーデターが発生した中央アフリカにおいて, 性暴力抑止等のキャンペーンを実施。

- 11. 武力紛争における児童の関与に関する児童の権利に関する条約の選択議定書のフォローアップ
- (1)武力紛争議定書・最終見解における勧告の実施状況 (広報及び研修)

206. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ7) 別添2の研修を参照。

(データ)

207. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ9) 我が国においては、児童が徴兵される制度が存在せず、我が国の管轄権の中で児童が敵対行為において使用される状況が存在しないので、徴兵され、又は敵対行為において使用された可能性のある児童が想定されない。

208. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ9)防衛省は, 2009年4月に自衛隊生徒の採用を廃止しており, 自衛隊生徒として採用された者の社会経済的背景に関する情報を提供することはできない。

(人権教育及び平和教育)

209. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ11) 我が国において、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「人権教育・啓発に関する基本計画」等に基づき、人権教育を推進している。各学校においては、学習指導要領に基づき、平和に関する教育を実施しているところ。また、文部科学省として、学習指導要領の理念の実現のため、各教育委員会等に対し、教員研修の充実について求めているところ。

(立法措置)

210. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ13(a)) 我が国において, 刑法は, 最も基本的な種類の犯罪の成立要件及びそれに対して科せられる刑罰を規定した法律であり, 指摘のような犯罪類型の創設の当否はともかく, これを刑法典に規定することが適切であるとは考えられない。

なお、(自衛隊が児童を徴募することはあり得ないものの、もし)児童に対し、生命、 身体、自由等に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、兵役に服さ せたり、武力衝突に使用した場合などには刑法上の強要罪が成立し得る。

また, 公務員が, その職権を濫用して, 児童を兵役に服させたり, 武力衝突に使用した場合などには, 刑法上の職権濫用罪が成立し得る。

武装集団については、そもそも、国の統治機構を破壊すること等を計画して、兵隊の募集などその具体的な実行に必要な準備をした者には、刑法上の内乱予備・陰謀罪が、外国に対して私的に戦闘行為をする目的で兵隊の募集などの具体的に必要な準備行為をした者には、刑法上の私戦予備・陰謀罪が成立する。

- 211. (最終見解パラ13)武力紛争議定書第1回政府報告パラグラフ23参照。
- 212. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ13(b))パラグラフ9. 参照。

(回復に向けた支援)

213. (武力紛争議定書・最終見解パラグラフ17(a)(c)) 入管法第53条第3項第 1号において、被退去強制者の送還先には、難民条約第33条第1項に規定する領域の属する国を含まないものと規定している。そのほか入管法第53条第3項第2号において、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は罰則に関する条約第3条第1項に規定する国を、また入管法第53条第3項第3号において、強制失踪条約第16条第1項に規定する「ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる実質的な理由がある他の国」と判断される国を、それぞれ送還先としないことを規定している。

親を伴わない16歳未満の年少者や重度の疾病を抱える申請者について、迅速に処理を行うと同時に、必要に応じてカウンセラー等によるインタビューの立会いを認めるなど、児童の最善の利益について考慮し、適切に対応している。なお、1982年1月に我が国の難民認定制度が開始されて以降、難民として認定された児童は132名である。

難民認定手続において、児童から当該事情に係る申立てがなされた場合には、児童の最善の利益について考慮の上、適切に対応することとしている。

我が国の難民認定手続において、「難民」とは、難民条約第1条又は難民議定書 第1条の規定により難民条約の適用を受ける難民を意味するところ、今後、いわゆる 「新しい形態の迫害」の申立て等について、難民条約の適用を受ける難民への該当 性を的確に解釈することにより保護を図っていくための仕組みを構築することとしている。

(武力紛争議定書・最終見解パラグラフ17(b))

214. UNICEFを通じた、児童の社会復帰にかかる支援を実施。2014年、UNICE Fを経由したプロジェクト「中央アフリカにおける現在の人道危機による被害を受けた 脆弱な5歳以下の子どもと女性への緊急支援(180万米ドル)」の実施により、2013 年末にクーデターが発生した中央アフリカにおいて、1、000人の元児童兵への職業 訓練、紛争で影響を受けた児童に対する心理ケア等を実施。

215. 2016年, UNICEFを経由したプロジェクト「マリにおける平和教育」により, 内戦勃発の影響により子ども, 青年, 最も脆弱な環境に置かれた市民, 保護者及びコミュニティを対象に, 平和教育を促進のための教育を実施(事業規模150万米ドル)。

(2)立法上、政策上の措置にかかる主要な進展

216. 我が国は、積極的平和主義のもと、国連PKOを通じた国際社会の平和と安定への貢献を目指し、国連総会の機会に開催された第1回(2014年)及び第2回(2015年)PKOサミットにおいて国連平和維持活動がより実効的で実際に結果を出すための更なる貢献を表明した。そのイニシアチブの下、国連等を通じた児童の保護にかかる様々な活動に対する支援を実施(PKOミッションへの要員派遣国の教官に対する文民の保護にかかる訓練、性的搾取・虐待の防止プログラム等)。

(3)児童が直接的に戦闘行為に参加したことがあるか

217. パラグラフ9. 参照。また,条約批准以降(1994年4月以降),我が国において 18歳未満の者が敵対行為に直接参加したことはない。 (4)亡命を希望する児童及び移民児童が武力紛争の影響を受けた児童か否か確認されているか。

218. 該当事例を把握していない。

(以上)